

環 第 1 2 1 3 号

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

経済産業大臣 齋 藤 健 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人

(公印省略)

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価
方法書（再手続版）に対する意見について（通知）

令和 5 年 7 月 2 7 日付けで株式会社千葉袖ヶ浦パワーから送付のあったこのことについて、電気事業法第 4 6 条の 7 第 1 項の規定により、環境影響評価法第 1 0 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり通知しますので、事業者への指導について御配慮をお願いします。

【担当】

千葉県環境生活部環境政策課
環境影響評価・指導班

TEL : 043-223-4135

FAX : 043-222-8044

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書
(再手続版) に対する意見

本事業は、天然ガスを燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備 3 基（合計出力 195 万キロワット）を備える大規模な火力発電所を新設する事業であり、復水器冷却方式を海水冷却方式から空気冷却方式に計画変更したことから、手続中であった環境影響評価準備書を取り下げ、改めて環境影響評価方法書の手続を実施するものである。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置する一方、住居、学校教育施設及び社会福祉施設に近接しており、さらに、近傍には、多様な生物が生息するとともに、潮干狩り等でにぎわう盤洲干潟がある。

事業区域及びその周辺は、光化学スモッグ注意報の発令が多く、また、稼働中及び建設中の火力発電所が複数あり、大気環境への重畳的な影響が懸念される地域である。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

記

1 事業計画

事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入等により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般的事項

計画変更前の環境影響評価準備書（令和 4 年 2 月送付）における調査結果を参考とし、調査、予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 大気質

ア 事業区域の周辺において、稼働中及び建設中の火力発電所が複数あり、大気環境について重畳的な影響が懸念されることから、必要な周辺の火力発電所の情報収集に努め、重畳的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 施設の稼働による大気質について、空気冷却方式の復水器から排出される温風の影響により上空に逆転層が形成される可能性があり、その結果、排出ガスの拡散が妨げられるおそれがあることから、温風による逆転層形成のシミュレーション等を行った上で、予測及び評価を行うこと。

ウ 工事用資材の搬出入による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、使用する船舶も予測及び評価の対象に含めること。なお、燃料に重油等を使用する場合は、硫黄酸化物を環境影響評価項目に選定すること。

エ PM_{2.5}及び光化学オキシダントについて、予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要な調査、予測及び評価の実施を検討すること。

(3) 騒音及び低周波音（超低周波音を含む。）

ア 施設の稼働による騒音について、空気冷却方式の復水器に多数の送風機（冷却ファン）の設置が想定されることから、設置する基数や規模などの諸元を示した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 低周波音について、予測結果と比較する指標等を示した上で、超低周波音を含めて予測及び評価を行うこと。

ウ 施設の稼働による低周波音（超低周波音を含む。）について、伝搬の特性を考慮して、環境保全についての配慮が特に必要な住居、学校及び病院等を含む地域を対象に、調査地域及び予測地域を適切に設定し、事業区域周辺の住居等への影響を調査、予測及び評価すること。

エ 工事用資材等の搬出入による超低周波音について、発生源となるタグボート等を使用する場合は、環境影響評価項目に選定すること。

(4) 水質

基礎工事等において発生する雨水排水等について、仮設排水処理装置等による処理後の排水量及び水質を明らかにした上で、排出先である近隣他事業所の水路から公共用水域に排出される場合は、環境影響評価項目に選定すること。

(5) 景観

完成後の施設が視認可能となる範囲を明らかにした上で、その範囲内の主要な眺望点を含めて調査地点を選定すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業区域周辺は、潮干狩りを目的とした多くの人出が想定されることから、その利用時期及び利用状況も考慮して調査、予測及び評価を行うこと。

(7) 温室効果ガス等

二酸化炭素の排出をできる限り削減するため、施設の設計に当たっては、発電施設に加えて、事業場全体の省エネルギー化に努め、その上で調査、予測及び評価を行うこと。

3 その他

(1) 空気冷却方式の復水器からの温風について、発電所周辺の気温に与える影響を予測するとともに、気温上昇が予測された地域においては、供用時の状況を確認するためのモニタリング調査を実施すること。

(2) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺自治体及び地域住民等に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方のコミュニケーションを図ること。